

学校給食用物資納入業者の皆様へ

- 1 学校給食用物資納入業者の登録は、登録することによって、皆様へ毎月必ず給食用物資を注文するものではありません。毎月の献立により給食用物資は注文します。
- 2 この度の登録有効期間内に保健所発行の営業許可証期間が過ぎた場合は新しい営業許可のコピーを送付してください。
- 3 会社の名称、代表者氏名、会社住所、振込銀行口座、代表者印（個人の場合は、個人印）会社印等に変更があった場合は、給食センター指定の「口座振替等変更届」へ記入のうえ送付してください。
- 4 代金の請求は、当月に納入した物資を給食センター指定の「請求書兼口座振替依頼書」に取りまとめ、翌月の7日（期限厳守）までに各センターへ提出してください。
- 5 代金の支払いは、提出された「請求書兼口座振替依頼書」に基づき、翌月の21日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）までに口座に振り込みます。
- 6 「請求書兼口座振替依頼書」の印鑑は、必ず代表者印（法人の場合は、実印か会社の代表者印、個人の場合は事業所印と個人印（実印又は認印）を組み合わせたもの）又は事業所名入代表者印のいずれかを使用してください。社印だけの請求はできません。

那覇市学校給食センター所長